

国民年金

特別障害給付金

給付金は請求書受け付け月の翌月分から支給

支給の対象者

厚生年金保険、共済組合などの加入者の配偶者（昭和六十一年三月以前の国民年金任意加入対象者）

平成三年三月以前の国民年金任意加入の対象であった学生、生徒の国民年金に任意加入して、現在、障害基礎年金に該当する程度の障害の状態にある方。

特別障害給付金の額

障害の程度が一級の場合 月額五万円
 障害の程度が二級の場合 月額四万円

障害者手帳の等級とは異なります。本人の所得が一定の額以上であるときは、支給の全額または半額が制限される場合があります。

老齢年金、遺族年金、労災補償などを受給している場合には、その受給額分を差し引いた額を支給します。その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。経過の福祉手当を受給している

方が特別障害給付金の支給を受けたい場合は、経過の福祉手当の支給は停止となります。

注意してください

請求書の受け付けは平成十七年四月一日から始まっています。この給付金の支給は、請求書を受け付けした月の翌月分からとなりますので、給付金を請求する方は、早めに請求書を出してください。必要な書類などがすべてそろわない場合でも、請求書の受け付けを行っています。（この場合、不足している必要書類などについては、後日提出をしてください。）

申請手続き

申請の受付窓口は役場保険課医療年金係です。

障害認定などの審査、支給事務は社会保険事務局（社会保険庁）で行います。

問い合わせ先

- 半田社会保険事務所
- 電話 (21) 2321
- 役場保険課医療年金係
- 電話 (48) 1111

お祝します

ダイヤモンド婚・金婚者

十月十三日（木）に、「ダイヤモンド婚者・金婚者お祝いの会」を開催します。

迎える方は社会教育課へ七月二十九日（金）までにお知らせください。お祝いの会についての文書を地区に回覧しますので、申し出用紙に必要事項を記入のうえ、提出してください。

昨年までに結婚六十周年・五十年であった方で「お祝いの会」に参加していない方もお知らせください。

ダイヤモンド婚者
昭和二十年中に結婚された方

金婚者
昭和三十年中に結婚された方

お問い合わせ先
お祝いの会実行委員会 社会教育課
電話 (48) 1111 (内280)

平成17年7月15日（金）正午から

ETC 大府東海・東浦知多・阿久比 運用開始!



● 今回新たに、ETCレーンの運用が可能となる3料金所。



- 凡例
- ETC整備料金所
 - ETC整備中料金所（平成17年度内に運用開始予定）

ETCとは...
 料金所ゲートに設定したアンテナと、車両に装着した車載器との間で無線通信を用いて自動的に料金の支払いを行い、料金所をノンストップで通行することができるシステムです。

問い合わせ 愛知県道路公社
 総務部 業務課 052-961-1621
 知多有料道路事務所 0569-21-2721
 URL http://www.aichi-dourokousha.or.jp/